

岐阜県教職員組合 養護教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年10月28日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合執行委員長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和2年10月28日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| 1 養護教諭の定数配置について | |
| <p>小学校の複数配置基準は 851 人以上です。可児市立広見小学校は 5 月 1 日現在で 853 人でしたが、養護教諭は 1 名の配置のままです。その理由を説明してください。</p> | <p>広見小学校については、昨年度末（R2.3.27）時点で 851 人以上でしたので、標準法に基づき養護教諭を 2 人担当しておりました。しかし、養護教諭または養護助教諭がいなかったため、未配置のままです。現在も市も県も適任者を探しておりますが、未だ 1 名のままである状態が続いております。</p> |
| 2 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために | |
| 1) 養護教諭の加配など | |
| <p>養護教諭の負担の増大に対応するため、県独自の配置基準を策定し、大幅な加配を行ってください。コロナ禍において子どもたちのしんどさや不安が顕在化してきています。感染予防対策を徹底して取りながら、子どもたちの対応を精一杯努めてきましたが、養護教諭の負担は大変厳しい状況にあります。今後長期化することを考慮し、ぜひ、養護教諭の加配を多くしてください。</p> <p>ア 加配基準には満たない規模の学校や児童生徒の困難さへの対応を要する学校に、養護教諭の加配を行ってください。フルタイムでの加配が難しいのであれば、繁忙期や感染拡大などの必要な時に養護担当非常勤講師を配置してください。</p> <p>今年度、定数減で複数配置ではなくなった学校が 6 校あります。（中学校 1 校、高校 5 校） また、801 人以上の小学校が 6 校あり、養護教諭一人に対応しています。これらの学校に優先して配置してください。</p> <p>イ 養護教諭の常勤講師・非常勤講師の確保をしてください。</p> <p>コロナ禍の中、産休・育休、病休の代替が探せない、見つからないため近隣の学校の養護教諭が</p> | <p>養護教諭の配置については、国の標準法に基づき、高等学校は生徒数が 800 人以下は 1 人、801 人以上は 2 人を配置、特別支援学校では、各校に 1 人配置し、さらに児童生徒数が 61 人以上でもう 1 人配置しております。小中学校（義務教育学校を含む）では、標準学級 3 学級以上の学校に 1 人配置し、さらに小学校の児童数 851 人以上（中学校は生徒数が 801 人以上）の学校ではもう 1 人配置しております。小中学校の標準学級 2 学級以下の学校については、加配の養護教諭を配置したり、隣接する学校の養護教諭に兼務をかけたりして対応しております。</p> <p>県独自の配置については、現在の県の予算状況を考慮すると大変難しい状況です。</p> <p>なお、感染防止に係る業務については、養護教諭等の負担軽減のため、公立学校に消毒等を行う教師業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する事業を実施しております。来年度もこの事業を継続できるよう予算要求しております。</p> <p>なお、小中学校において、非常勤講師は、各学校の教育課題を解決するために、少人数指導、専科指導、児童生徒支援、日本語指導などと目的に応じた配置・活用となっており、現在、養護を目的とした非常勤講師はありません。しかし、With コロナにおける教育環境の充実や養護教諭の繁忙期などを鑑み、養護担当非常勤講師について検討してまいります。</p> <p>また、県立学校においては、代替非常勤の予算を準備しております。来年度については現在予算要求中です。今後講師の確保に努めてまいります。</p> |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和2年10月28日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>交代で勤務しているという状況があります。また、昨年度末、県立学校において養護担当非常勤講師が10名程度募集されました。しかし、病休などへの配置にとどまっているようです。コロナ禍で大変な状況の今、講師を確保し、柔軟に配置してください。</p> | |
| <p>ウ 新型コロナ対策のため、スクール・サポート・スタッフの配置ができることとなりました。主に学校施設の消毒などの業務を担ってもらっていますが、養護教諭の職務を専門にサポートするスタッフも雇い入れてください。また、今年度の配置で終わるのではなく、来年度も継続して配置してください。</p> | <p>「スクール・サポート・スタッフ」は、教員の業務支援を行うことにより、教員の負担が増加しないことを目的に配置しております。その業務は消毒作業のみに特定しているものではありませんので、感染症対策として健康管理業務等に従事することも各学校の状況の中で可能となっております。</p> <p>来年度もこの事業は継続していく予定です。</p> |
| <p>2) 予算・設備</p> | |
| <p>ア 感染症対策に必要な物品の確実な配布と、引き続き感染症対策用の予算を措置してください。</p> <p>年度途中、事業費が付き、なんとか体制を整えることができましたが、市町によってはまだまだ不足しているなどの声があります。現場の要望を聞き、必要な時に不足なく備品や消耗品が使えるようにしてください。また、長期化することを考え、引き続き感染症対策用の予算を措置してください。</p> | <p>令和2年度は、県立高等学校等では国の学校保健特別対策事業費補助金を活用して、各学校の感染症対策に係る備品や消耗品を整備してまいりました。</p> <p>県内市町村等におかれましても、感染症対策に当該事業を活用されたものと承知しております。</p> <p>令和3年度につきましても、国が衛生環境整備支援事業等を概算要求しており、当該事業の継続が見込まれます。</p> |
| <p>イ 感染症予防に必要な手洗い場が足りません。食事前の手洗いが混雑をしている状況です。手洗い場の増設をしてください。</p> | <p>県立学校における個別の施設整備については、優先度を勘案しながら対応しています。しかしながら、厳しい財政状況であり、すべての要望に対応できないことをご理解願います。</p> <p>なお、今年度はこれまでに5校から手洗い場増設の要望がありましたが、すべて速やかに予算対応させていただいているところです。</p> |
| <p>3 養護教諭の勤務条件について</p> | |
| <p>1) 非正規の「養護助教諭」配置の解消を進め、正規の養護教諭を配置してください。</p> | <p>児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、正規の養護教諭の適正な配置に努めてまいります。</p> |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和 2 年 10 月 28 日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| <p>小学校で非正規の「養護助教諭」（産休・育休代替講師、複数配置の講師を除く）が昨年度より 3 校増加し 54 校となりました。その中で児童数 500 人以上の学校は 6 校あります。経験の少ない方も多く、コロナ禍で厳しい状況下で勤務しています。</p> | |
| <p>2) コロナ禍だからこそ、養護教諭が負担と感じている学校保健統計調査、学校環境衛生活動調査を岐阜県学校保健会と協議し、負担軽減となるよう検討してください。</p> | <p>幼児、児童及び生徒の健康状態や学校環境衛生活動の状況を把握し、課題に応じた対策を図ることが、子どもたちの健康を守ることに繋がっており、調査にご協力いただいているところです。</p> <p>2つの調査につきましては、下記のとおり、調査内容や方法等見直してまいりましたが、効率よく効果的な調査となるよう引き続き検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>（見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健統計調査については、養護教諭の負担軽減のため、平成 3 0 年度に設問を精選。令和 2 年度は、コロナの影響を踏まえ、さらに設問を精選。 ・学校環境衛生活動調査については、WEB 調査形式を採用して負担を軽減。 |
| <p>3) （文書回答） 宿泊を伴う学校行事に（多くは健康診断の多忙期）すべての学年を引率するよう指示される学校があります。看護師の引率に代えるなど養護教諭の心身および経済的な負担が軽減される配慮を行うよう各学校に指導してください。</p> | <p>児童生徒の安全確保及び健康管理の面から、多くの場合、各学校において養護教諭に引率を依頼しています。</p> <p>宿泊を伴う行事を複数の学年が短期間に実施すれば、同一の養護教諭に引率を依頼する場合、その方の大きな負担となることから、学校の年間行事設定において十分に配慮するよう、引き続き指導に努めます。</p> <p>平成 22 年度より、学校行事の泊を伴う児童生徒の引率については勤務時間の割振制度を導入して引率教員の負担軽減に努めているところです。</p> |
| <p>4) （文書回答） 校外での任務、特に中体連・高体連・特体連などが主催する大会での救護について、以下の改善を働きかけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県大会同様、地区大会や郡市の大会にも、医師、看護師などの医療職を配置してください。中体連では、岐阜・西濃・東濃地区大会は医療職が配置されることとなりましたが、その他の地区も検討をすすめるように働きかけてください。 ・搬送体制の整備、損害賠償保険の加入など、救急体制の充実をはかるように働きかけてください。 | <p>中体連・高体連に対しては、日頃より、生徒の安全・健康を第一に考え、大会等の運営を行うよう、お願いしているところです。</p> <p>中体連においては、今年度の県大会から看護師を配置しております。また、岐阜地区大会においても配置されました。</p> <p>来年度には、東濃地区においても看護師の配置を検討しており、今後も各競技団体に働きかけてまいります。</p> <p>高体連・高野連の大会については、救護として養護教諭は依頼しておりません。</p> <p>大会規模の大小にかかわらず、救急体制の整備が充実するよう、従来通り中体連、高体連に指導してまいります。</p> |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和2年10月28日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| <p>5) (文書回答) 小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度を撤廃してください。 養護教諭はアレルギー、不登校、発達障がい等の児童生徒の対応のため、保護者と信頼関係を築き、長期的な視野で児童生徒に関わらなくてはなりません。にもかかわらず小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度は弊害があります。この制度を撤廃するかもしくは弾力的に運用してください。本人との面談を重視し、本人のライフプランに合わせた、合意のもとでの異動を実施してください。</p> | <p>養護教諭に限らず、一人職の同一校勤務は、原則として5年としています。 一人職の場合、学校外、いわゆる地域の他の学校の同じ職の方と交流する機会がありますが、校内では任された仕事に対して長年固定化されたやり方を継続することは好ましくありません。県全体として学校の活性化を図ることも必要です。このような経緯から「5年」という期間が適当であるとされてきました。現在もその考え方に立って異動を進めています。 また、異動に際しては、各学校において校長が個別に教職員と面談を行い、教職員の将来設計、自身の健康状態、家庭の事情（子育て、家族の介護等の状況）についてヒアリングを行っています。それらを踏まえ人事異動に努めています。また、管理職の研修や経験年数に応じた悉皆研修の折に、教職員のキャリアデザインについての講話を入れるなどして努めております。</p> |
| <p>4 子どもの命を守り、健康な発達保障をするために</p> | |
| <p>1) (文書回答) 県立学校の生徒は、検尿・心電図検査の結果が要医師総合診断となると、学校医の指示のもと医療機関での精密検査を勧めることとなりますが、貧困などの理由により受診できない生徒が増えています。医療機関での精密検査にも、結核検診同様、公的な補助を行ってください。</p> | <p>尿検査については、H30年度に精密検査判定基準における「尿蛋白・クレアチニン比」の検査を追加しました。 心電図検査については、1次検査から12誘導心電図を導入しました。 精密検査の公的補助はしておりませんが、検査内容の改善により、受検者数を絞り込むよう対応していますのでご理解ください。</p> |
| <p>2) (文書回答) コロナ禍のため、今年度は運動会・体育大会が中止となり、学校管理下にて熱中症で救急搬送される事例は減ったと思われます。今後も児童生徒の命を守ることを優先して、学校行事の時期や練習を含めた運営方法、緊急時の対応などを検討するように各学校に指導してください。</p> | <p>近年の記録的な猛暑は、学校活動における熱中症予防は児童生徒の命を守るため、適切に対応しなければならぬことと認識しています。そのため、例年、気温が上がる5月から各学校に対して熱中症の事故防止についての関係文書を送付し注意喚起や具体的な取組みについて呼び掛けてきたところです。昨年度は、特に運動会、体育大会の対応として、「熱中症対策を踏まえた運動会・体育大会への対応について（R1.9）」を發出し、練習時間や競技時間の短縮、実施する時間帯、給水回数を増やしたりするなど細心の対策を講じるようお願いしております。</p> |
| <p>3) (文書回答) LGBTの人への配慮や、災害時に避難所となること等を考慮し、多目的トイレを各階に設置してください。</p> | <p>既存の県立学校への多目的トイレの設置については、設置スペースの関係もあり対応が困難な状況ではありますが、大規模改修等の際に、設置スペースが確保できれば、1箇所は設置していきたいと考えています。 また、県立学校で避難所に指定されている体育館付近の屋外トイレについては、改築等に合わせて多目的トイレを設置しております。</p> |

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和 2 年 10 月 28 日）

| 要 望 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| <p>4) (文書回答) 高校生の健康と安全を最優先するために、学校管理下における集団献血を強制しないでください。</p> | <p>保健所及び血液センターの職員が各学校を巡回し、実施の説明及び依頼の結果、毎年、20校前後の学校にご協力をいただいています。 受け入れについては、各学校内で協議されご判断いただければ結構です。</p> |
| <p>5) (文書回答) 健康教育や救急処置の拠点となる保健室が多様な機能が発揮できるよう、保健室の施設・設備の整備をしてください。 いまだに、外線電話、インターネットに接続できるパソコン、プリンター、湯沸かし器、冷蔵庫、鍵付きの書庫が保健室に無い学校があります。</p> | <p>県立学校における個別の施設整備については、優先度を勘案しながら対応しています。しかしながら、厳しい財政状況であり、すべての要望に対応できないことをご理解願います。</p> |
| <p>5 (文書回答) 養護助教諭という名称を止め、他の教諭と同様に「養護教諭（講師）」と記してください。</p> | <p>名称を変更することに伴う手続き等を確認しながら検討してまいります。</p> |